

# MFJ 車両公認に関する規則

昭和48年(1973) 4月 3日制定  
令和 6年(2024) 9月24日改定

## 第1条 公認制度

- 一般財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会（以下MFJという）は、国内競技規則に基づき車両の公認を行う。これは種目別に出場できる車両を指定し、競技の平等性、経済性および安全性を最低限確保することを目的とする。
- 本規則において公認とは、車両が国内競技に出場するための参加資格を認めるものであり、その安全性および耐久性を保証するものではない。

## 第2条 申請者の資格

車両公認申請を行う事のできる資格者は、MFJ特別会員、外国製品に関してはMFJ賛助会員である輸入代理店とする。

## 第3条 申請の方法

- 車両の公認申請は、各申請分類に従って行わなければならない。
  - 申請にあたっては、車両公認申請書様式-18①Aまたは様式-18①B（スノークロス車両専用）を使用し、諸元表様式-18②Bまたは様式-18②D（スノークロス車両専用）、および添付書類様式-18②C（スノークロス車両以外）を提出すること。  
申請の場合、車両公認申請書様式-18①A
  - 継続申請の場合は、様式-18④を提出すること。
  - 電動車両・特別車両申請にあたっては、電動車両・特別車両公認申請書様式-18①Gを使用し、諸元表様式-18②G および添付書類様式-18②Cを提出すること。
- 申請締め切りは毎月20日必着とする。必要書類のものがなく、締切日までにMFJ事務局にて受理された申請が同月のMFJ技術委員会にて審査される。

## 第4条 公認申請

### 1. 申請分類

公認申請の分類は次の通りとする。

#### 1) 新型申請

新たに開発された車両またはMFJ公認車両として初めて登録する車両を申請する場合。  
また、フレーム型式またはエンジン型式の変更がある場合は、新型申請に含まれる。

#### 2) 正常進化申請

同一型式（フレーム+エンジン）の年度モデル。  
サイズまたは性能に影響を及ぼす諸元の変更がある場合。  
※特別公認車両の正常進化申請は認めない。

#### 3) 継続申請

すでに公認されている車両の有効期限が満了し、引き続き公認を継続する場合。

#### 4) 派生申請

すでに公認された車両と諸元および製造メーカーが同一で、打刻番号および型式（フレーム・エンジン）や名称（デザインや販売ブランド等を含む）が違う車両。  
※申請者は、派生車両の元になる既に公認された車両と同一の申請者でなければならない。  
※ベース車両の公認申請書類を添付すること。  
※特別公認車両の派生申請は認めない。

## 2. 公認条件

### 1) 国産車両

特別会員であるメーカーが日本国内で販売する車両は、以下に記す最低出荷予定台数を満たしていなければならない。

国内最低出荷予定台数

ロードレース	スポーツ専用市販車	25台
	一般市販車両	250台
モトクロス	スポーツ専用市販車	100台
	一般市販車両	250台
スーパーモト	スポーツ専用市販車	5台
	一般市販車両	5台
スノークロス	スポーツ専用市販車	5台

・スポーツ専用市販車とはレース専用に使用される車両をいう。（但し、レースベース車両は除く）  
※トライアルは別途定める。

・モトクロススポーツ専用市販車で国内出荷予定台数が規定に満たない場合は、海外を含む総出荷予定台数が規定を満たしていなければならない。

### 2) 輸入車両

賛助会員である輸入代理店が日本国内で販売する輸入車両は、以下①②のいずれかを満たしていなければならない。

公認申請は、車両公認申請書類に輸入証明書（通関証明書可）、車体ナンバーを付して申請しなければならない。

#### ① 最低輸入台数

ロードレース	スポーツ専用市販車	10台
	一般市販車両	25台
モトクロス	スポーツ専用市販車	5台
	一般市販車両	25台
スーパーモト	スポーツ専用市販車	1台
	一般市販車両	1台
スノークロス	スポーツ専用市販車	5台
	一般市販車両	25台

※トライアルは別途定める。

#### ② 車両メーカーの出荷証明

車両メーカーから世界市場を対象に50台以上生産したマスプロモデルであることを証明する証明書を添付すること。これにより上記①表の最低輸入台数は問わない。

#### 3) FIM公認車両（スーパーバイク・スーパースポーツ・スーパーストック 1000-Formula EWC）

##### ① 特別会員であるメーカー車両

FIM公認車両は、自動的にMFJ公認車両として扱う。

ただし公認申請の手続きを必要とし、申請にあたっては、車両公認申請書類を提出し公認申請料を納付すること。

##### ② 海外メーカーの車両

FIM公認車両は、MFJ賛助会員である輸入代理店が公認申請を行うことが出来る。公認申請については、車両公認申請書類の他に輸入証明書（通関証明書可）に、車体ナンバーを付して申請すること。

#### 4) MFJ公認車両と同型式の輸入車両

MFJ公認車両と同型式の輸入車両の、メーカーおよび輸入代理店はMFJ公認車両と比較できる各仕向け地別諸元表とフレームおよびエンジン打刻番号一覧を提出し、派生モデルとして申請することができる。申請料は正常進化と同額とする。

#### 5) 特別登録車両

MFJ技術委員会にて特別に登録が認められた車両。特別車両の国内出荷台数は問わない。

## 第5条 公認審査

公認審査はMFJ技術委員会が行い、その委員会は原則として毎月第4火曜日に開催される。

公認制度の目的である経済性・安全性および平等性に著しく逸脱すると認められた場合、または例外的処置について、MFJ技術委員会は公認の可否についての決定権を有する。

## 第6条 公認発効と有効期限

- 一般市販車で、すでに発売されている車両は、会議日から10日後の同日付けで公認発効する。発売日が会議日以降の場合は、発売日の10日後の同日付けで公認発効する。
- スポーツ専用市販車で、すでに発売されている車両は、会議日の翌日付けで公認発効する。発売日が会議日以降の場合は、発売日の翌日付けで公認発効する。
- FIM公認車両の場合、その公認発効日はFIM公認発効日と同日とする。
- 特別登録車両は、会議日の翌日付けで公認発効する。
- 公認が失効した車両は継続申請することができる。
- 公認車両の有効期限
  - 新規申請の有効期限  
公認の有効期限は発効年を含み5年間とし、5年目の12月末日までとする。
  - 初回継続申請の有効期限  
有効期限は5年間とし、2回目の継続申請の有効期限は2年間とする。(2年目の12月末日迄)
  - 継続申請3回目以降の有効期限  
有効期限は1年間とし、最大10年間の継続申請をすることが出来る。
  - 派生申請車両の公認の有効期限  
ベース車両の有効期限と同一とする。
- 公認が失効した車両を再度継続申請する場合、非継続期間分の公認料も収めることによって再継続申請することができる。
- 上記に関してMFJ技術委員会が特に認めた場合、例外処置をとる場合がある。

## 第7条 公認申請料の納付

公認申請料は、公認申請時にMFJに納付しなければならない。

FIM公認車両はFIM申請時に納付しなければならない。

公認申請料は別に定める。

## 第8条 公認車両の部品変更（プロダクトアップデート）

車両メーカーが何らかの理由により不具合対策を余儀なくされ、部品の変更や改造を行った場合、その部品変更や改造が当該車両の参加クラスに定められた規則に抵触しない、または性能向上を目的としない範疇であれば、変更申請を行うことにより量産途中での部品変更が認められる。

その場合、車両メーカーはMFJ技術委員会に変更申請を行い、審査され承認を受けなければならない。部品変更申請には以下の証明が必要である。

- 変更理由
- 変更内容（必要に応じ図面提出）
- 旧部品番号と新部品番号

4. 部品変更実施時期と実施方法
5. 旧部品と新部品の互換性の有無

#### 附 則

本規則は、令和 6 年（2024 年）9 月 24 日から施行する。

＜規則制定・改定履歴＞

昭和48年 4月 3日制定
昭和52年 3月 1日改定
昭和62年12月 1日改定
平成元年 1月27日改定
平成 2年12月20日改定
平成 4年 1月 9日改定
平成13年 4月 1日改定
平成16年 4月 1日改定
平成18年11月17日改定
平成19年 1月 1日改定
平成22年 1月 1日改定
平成26年 4月 1日改定
平成27年10月20日改定
平成28年 9月13日改定
平成29年 1月31日改定
平成29年10月24日改定
平成30年10月30日改定
令和 5年 5月15日改定
令和 5年11月20日改定
令和 6年 1月 1日改定
令和 6年 9月24日改定